

秋田市雄和地区北部コミュニティ施設条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼谷 純

秋田市規則第13号

秋田市雄和地区北部コミュニティ施設条例施行規則を廃止する規則
秋田市雄和地区北部コミュニティ施設条例施行規則（平成16年秋田市規則第53号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。